

平成30年12月21日

情報取扱責任者各位

株式会社名古屋証券取引所

自主規制グループ長 中村 秀昭

2019年4月～5月の連休における開示対応及び
連休前後の決算発表に関する取扱いについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示をはじめ、当取引所の諸施策に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成30年法律第99号）」が公布・施行されたことに伴い、当取引所は、2019年4月27日（土）から5月6日（月）まで10日間連続の休業日となります。

当該期間中における重要な会社情報の適時開示及び2019年3月が事業年度末又は四半期会計期間末となる場合の決算内容又は四半期決算内容の開示につきましては、下記のとおり取り扱うことを想定しておりますので、情報取扱責任者各位におかれましては、宜しくご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 連休期間中における適時開示について

連休期間中における重要な会社情報の適時開示につきましては、通常の日曜・休日の場合と同様、開示を行う旨を、連休期間に入る前にあらかじめ上場監理担当宛てにご連絡ください¹。

なお、改元に伴うシステムメンテナンス作業等のため、連休期間中に一時的にTDnetのサービス停止時間帯が生ずる見込みとなっております。詳細につきましては、確定次第、あらためてご連絡いたします。

¹ 連休期間中における当取引所へのご連絡は、上場会社通信サイトに掲載しております「夜間・休日の連絡先等」の【緊急連絡先】宛てまでお願いいたします。

2. 連休前後の決算発表について

決算短信・四半期決算短信の発表は、特定日に集中する傾向があり、投資者による情報収集に影響を及ぼすことが予想されることから、集中が見込まれる時期（毎月末、毎週末、決算期末・四半期末後 45 日目）を避けたご対応をお願いしております。

2019 年 3 月が事業年度末又は四半期会計期間末となる決算発表につきましては、連休の影響もあって 4 月 26 日（金）、5 月 10 日（金）、5 月 15 日（水）の発表会社数が著しく増加することが予想されておりますので、3 月期・6 月期・9 月期・12 月期決算会社の皆さまにおかれましては、あらかじめ決算作業のスケジュール等をご調整いただき、集中日以外の日の発表をご検討ください。

また、かねてより当取引所では、事業年度の決算内容の開示について、遅くとも決算期末後 45 日以内に開示を行うよう要請しておりますが、連休による営業日数の減少により決算期末後 45 日（5 月 15 日（水））までに決算内容の確定が難しい場合には、発表すべき内容が確定次第、直ちにその内容を開示するようお願いいたします²。

以 上

【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ（上場監理担当）
電話：052-262-3174 電子メール：jisyukisei@nse.or.jp

² 決算短信の開示時期が、決算期末後 50 日を超えることとなった場合には、決算短信の開示後遅滞なく、その理由（開示時期が決算期末後 50 日を超えることとなった事情）及び翌事業年度又は翌連結会計年度以降における決算短信の開示時期に係る見込み又は計画について開示してください。